

会津若松市水道部公告第 3 0 号

会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務に係る公募型プロポーザル方式への参加者を下記のとおり募集する。

平成 21 年 6 月 4 日

会津若松市水道事業管理者 五十嵐 司也

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務
- (2) 業務内容 送・配水施設の維持管理及びその関連業務
給水装置に関する業務
路面復旧に関する業務
施設の保守管理及びその関連業務
その他、業務に付随する業務
- (3) 委託期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2. 公募型プロポーザル方式の概要

- (1) 名称 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務受託者選定に係る公募型プロポーザル方式
- (2) 方法 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱、会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務委託要求水準書及び公募型プロポーザル方式による事業者選定基準（送・配水施設維持管理等業務編）に基づき、応募資格審査を実施し、次に有資格者からの業務提案書の基礎審査、定量化審査を実施し、事業者の提案内容及び技術能力の審査・評価を行い、受託候補者を選定する。

受託候補者は、別実施する浄水場運転管理業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式に関して選定された受託候補者と特別目的会社を設立するものとする。

設立された特別目的会社と提案内容に基づき、契約金額等契約条件について協議のうえ、会津若松市水道事業契約規程（平成 11

年会津若松市水道部管理規程第 8 号) に基づき契約を締結する。

3. 実施要綱等の交付

実施要綱等の交付は、次のとおり行う。

(1) 交付日時

1) 期間

平成 21 年 6 月 8 日(月) ~ 12 日(金)

2) 時間

午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 交付場所

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部総務課総務グループ

4. 実施要綱等に関する説明会

実施要綱等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日時 平成 21 年 6 月 16 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 場所 会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部 2 階大会議室

5. 現場見学会の開催

希望者に対し、現場見学会を次のとおり開催する。

現地の見学を希望する者は、「現地見学会」参加申込書を持参、郵送、ファックス又は E メールにより、平成 21 年 6 月 16 日(火) 午後 5 時までに提出するものとする。各希望者の見学日時は、別途通知する。

(1) 期間：平成 21 年 6 月 17 日(水) ~ 18 日(木)

(2) 時間：午前 10 時 ~ 午後 5 時までの時間において、指定する時間

(3) 場所：本水道部が管理する送・配水施設

6. 応募者に関する条件等

応募者は、応募資格確認の日において、次の各項及び各号すべてを満たす法人とする。

(1) 会津若松市入札参加資格者名簿に登録され、施設(設備)等管理業務の業種登録がなされており、市内に所在する本社又は本店に登録する業者であること。

(2) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者
 - 2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者
- (3) 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における送・配水施設の維持管理業務の経験年数が 5 年以上ある者
- (4) 次に掲げる有資格者を配置又は組織できること。
- 1) 水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ送・配水施設の維持管理の実務経験が 5 年以上ある者
 - 2) 業務要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者

7. 応募表明書及び応募資格申請書類の提出

応募者は、次により応募表明書及び応募資格審査申請書類を提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

平成 21 年 6 月 19 日(金)～7 月 3 日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

(2) 提出方法

持参とし、郵送、FAX 及び E メール等による提出は認めない。

(3) 提出先

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部総務課総務グループ

(4) 提出書類

1) 応募表明書

2) 応募資格審査申請書

3) 添付書類

(すべての応募希望者)

会社概要書

業務経歴書

登記簿謄本(法人登記)

直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書

消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

市税の滞納がないことの証明書

受注実績を証明する書類

水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
事業活動の拠点を本市内に設置することの誓約書
(他の者の受注実績をもって応募者の受注実績に代えた者)
から までのほか、
当該他の者の送・配水施設維持管理等業務等の受注実績を証明する
書類
当該他の者との関係を明らかにする書類

なお、上記の添付書類のみでは応募参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求められることがある。

- (5) 応募表明書を提出した後に応募を行わない場合は、応募辞退届を平成21年7月16日(木)午後5時までに、本水道部へ持参により提出すること。
なお、応募を辞退しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

8. 応募資格審査結果の通知

応募資格審査の結果については、平成21年7月28日(火)に応募者に対し、書面にて通知する。

なお、応募参加資格がないと判断された者は、平成21年7月30日(木)から8月3日(月)までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成21年8月5日(水)に当該者に対し送付する。

9. 提案書の提出

応募資格審査の結果、参加資格を認められた応募者は、次により提案書を提出するものとする。

(1) 受付期間及び時間

平成21年8月6日(木)~21日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。午前10時~正午、午後1時~午後4時

(2) 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本水道部は受領書を発行する。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

(3) 提出場所

会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2

会津若松市水道部総務課総務グループ

(4) 提出書類

提案書については、次のとおりとし、正 1 部副 1 5 部を提出する。また、電子データとして CD - R に保存したもの 1 式を、あわせて提出すること。

1) 提案書

提案書提出書

事業計画に関する提案書

送・配水施設の維持管理及び関連業務に関する提案書

給水装置に関する提案書

路面復旧に関する提案書

施設の保守管理及びその関連業務に関する提案書

事業費に関する提案書

(5) 提案書作成要領

提案書は、別添様式集(省略)を使用し、サイズは日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A 3 版」を使用するときには、折り閉じること。各提案書は分冊とし、応募資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を必ず、記入すること。

また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述をしてはならない。

10 . プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 応募者から提案書が提出された後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、応募者にプレゼンテーション参加要請書により日時、場所及び時間を通知するものとする。

(2) 応募者は、プレゼンテーションを 30 分以内で実施し、当該応募者にヒアリングを 20 分以内で実施するものとする。

(3) プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。なお、使用する電気機器は応募者で準備するものとする。

(4) 応募者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

(5) プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している 3 名までとし、参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。

11 . 提案書の審査

(1) 浄水場運転管理及び送・配水施設維持管理等受託者選定委員会を設置し、当該委員会は審査により、最優秀提案者を選定するものとする

(2) 応募表明書及び応募資格審査申請書により、応募者の備えるべき応募

参加資格要件を満たしていることを確認するものとし、要件を満たさない者は失格とする。

- (3) 提案書に記載された金額が、委託金額の上限を超えないことを確認し、提案書に記載された金額が、委託金額の上限を超えている場合は失格とする。
- (4) 委員会は、提案書に記載された内容が、審査基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認し、基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。
- (5) 委員会は、提案書に記載された内容について、公募型プロポーザル方式事業者選定基準（送・配水施設維持管理等業務委託編）に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点の合計が最も高い提案が2つ以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

12. 受託候補者の決定

- (1) 管理者は、委員会からの最優秀提案者の報告を踏まえ、受託候補者を決定する。
- (2) 最優秀提案が2以上あるときは、当該者のくじ引きにより最優秀提案を選定する。くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に、本水道部から当事者に連絡する。
- (3) 選定結果は、平成21年9月8日（火）に応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

13. 契約の締結

- (1) 受託候補者は、浄水場運転管理業務委託（以下「運転管理業務委託」という。）に関する受託候補者と特別目的会社を設立するものとする。この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。
- (2) 前項の規定による特別目的会社の設立ができなかった場合は、次に評価点数の高い者と運転管理業務委託に関し次に評価点数の高い者とが特別目的会社の設立について協議を行うものとし、それでも協議が整わない場合はそれぞれの業務の次順位の評価点数の者と協議を行うものとする。
- (3) 管理者は、第1項により設立された特別目的会社と提案内容に基づき、契約金額等契約条件について協議のうえ、会津若松市水道事業契約規程（平

成 11 年会津若松市水道部管理規程第 8 号) に基づき契約を締結する。

- (4) 受託者が、過去 2 年の間に国 (公社、公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除するものとする。

13. その他

詳細は、会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱によるものとする。

【問い合わせ先】

福島県会津若松市水道部総務課総務グループ

〒965-0064 会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

0242-22-6073 Fax 0242-22-6173

E メール:suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp